



戦争法案を廃案に追い込むまで、発行します。(中野貞彦)

No. 3 2015. 6. 11

☆重要な記事を集めて紹介し、短い感想、コメントを付します。出所の URL を明記します。

.....
(中野：6月9日(火曜)、緊急学習会「許すな！戦争をする国づくり OSPRAY 横田配備」(主催は革新都政をつくる会と日本共産党東京都委員会)に参加。小泉親司・日本共産党基地対策委員会責任者の報告「『戦争をする国づくり』と CV22 オspreyの横田配備」の前半の概要を紹介する。)

＜戦争法案の全体像をどうつかむか—扇の要が武力攻撃事態法案—＞

5月14日に法案提出し、対米約束をした。6月4日に憲法審査会で参考人3氏が違憲発言をした。憲法審査会の有力な自民党の国会議員に何でそうなったのか？と聞いたところ、人がいなんだ、という。憲法学者の大多数が、安保法案は憲法98条の最高法規の規定に違憲しているという明確な立場に立っている。会期末の6月24日を待たずして廃案にすべきだと訴えたい。

(注：「第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」)

戦争法案は、10の法律をひとまとめにしたものと国際平和支援法との二つです。安倍首相が、戦争法案の閣議決定の日、記者会見でどう言ったか。「70年前、私たち日本人は一つの誓いを立てました。もう二度と戦争の惨禍を繰り返してはならない。この不戦の誓いを将来にわたって守り続けていく。そして、国民の命と平和な暮らしを守り抜く。この決意の下、本日、日本と世界の平和と安全を確かなものとするための平和安全法制を閣議決定いたしました。」

ある人が言っていました、検眼の時片目を被いますが、それで見ると平和が戦争に、戦争が平和に見えると言った。普通の人が見れば、国際戦争支援法です。しっかりと見ていく必要がある。

麻生氏が自民党の国会議員の夫人を集めて学習会をやった。内閣の法制局の面々も参加した。感想は、ぜんぜんわからなかった、というのです。でたらめな訳のわからない法案なのですが、意識的にそうしている。自衛隊が出来て65年、1951年に警察予備隊としてできた。日本の再軍備であり軍隊なのですが、歩兵を普通科連隊、戦車の特車、ミサイルを特化弾と言って、戦後70年、ごまかしでやってきた。武器使用と武力行使の違いは自衛隊の人もわからない。安保法制はごまかしの集大成であり、しっかりと見定めておくことが大事だ、正に戦争法案だ。

〇〇事態というのがたくさん出てくるが、それにこだわると法案の中味がわからなくなる。2時間の志位委員長の問題が全体の問題をついている。(注：日本共産党のHP <http://www.jcp.or.jp/> を開くと右に特別委員会のYouTube画面があります。5月27日、28日)

全体像をどうつかむか。11の法案の関連と構造を例えるなら、パチンコ台の弾が入る扇が開きますね。扇の要が武力攻撃事態法案で、これが集団的自衛権を行使するものです。その他の法案は扇の先に展開している。小沢隆一氏が論文で、法案を読むとわけがわからなくなるが、日米ガイドラインを読むとわかる、何をやるかははっきりとわかる、と書かれている。(注：どの論文か聞き逃しましたが、『法と民主主義』2015年4月号「特集にあたって」が参考になる。 http://www.jdla.jp/houmin/2015_04/#toku)

(注：日米ガイドラインは、防衛省・自衛隊のHP <http://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/shishin/>)

＜4つの問題＞

戦争法案の4つの問題を指摘しておく。①憲法9条をつぶす「違憲立法」、②アメリカの戦争に「いつでも、世界のどこにでも、どんな戦争にも」付き従う法案、③「後方支援」の名で「戦争地域」まで出撃する、④日米ガイドラインを具体化する法案、ということです。

＜違憲立法—憲法の上に法律をおく、ヒットラーの手法—＞

①に関して言えば、合憲という学者を探すのは難しい。長部氏は、法的安定性、他国防衛という点を指摘して違憲と言った。政府は最高裁砂川判決を持ち出して自衛権には個別的なものゝ集団的のもの2



戦争法案 廃案ニュース



つがある、だから自衛権の中だから合憲というのだろうか、まったく判決とは異質なものである。国連本部の玄関には、ピストルの先をねじ曲げて結んだモニュメントがある。二度の世界大戦を反省するものだ。しかし、国連憲章第 51 条に、大国の思惑で「集団的自衛権」というのが始めて出てきた。

(注：国連憲章 http://www.unic.or.jp/info/un/charter/text_japanese/) 集団的自衛権について定義はない。それがどう使われたかを見ないとわからない。14 件の実行例のうち 10 件が、大国が小国を侵略したものなのです。集団的自衛権は、侵略の口実、侵略の論理に使われてきた。戦後の日本の立場は、集団的自衛権を認めない、という明白な立場できた。それを安倍首相は解釈によって変えようとしており、大多数の憲法学者が懸念している。

麻生氏が 2013 年に、ヒトラー的手法で憲法を変えたら、と発言した。そのドイツの全権委任法も、「人民と国民の苦悩を軽減し・・・」とうたって憲法の枠外で、法律で何でもできるようにするもので、安倍政権の手法はよく似ている。現実問題として、法律を憲法の上に置くものだ。中谷発言「憲法を安保法案に適用させる」は正に本音であり、多くの国民に訴えてほしい。

(注：全権委任法 <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%85%A8%E6%A8%A9%E5%A7%94%E4%BB%BB%E6%B3%95>)

<アメリカの先制/侵略戦争にどこまでも付き従う>

②に関して、アフガン戦争、イラク戦争の時は特措法を作った。今度、国際平和支援法では事後報告にした。小渕内閣では、地球の裏側には行かないと答弁していたが、どこにでも行くようになる。ではどんな戦争か？志位質問で明らかにしたように、アメリカの先制攻撃、侵略戦争に従うことになる。国連が戦略戦争として非難した戦争に日本政府は、まったくノーと言ってこなかった。今度の法案では、自衛隊を海外に送る、すべて自衛隊が参戦することになる。イラク戦争は、大量破壊兵器を口実に一国の政権を倒した、アフガン戦争もタリバン政権を倒した。政府の評価はいろいろあっても、一国の政権を倒すというのはきわめて重大な問題です。国連の PKO 活動に参加してきたが、今度は国連と関係ない PKO にも参加する、駆けつけ警護という。安全維持活動というのは、兵士がアフガンの人がいちばんいやがる犬を連れて全戸訪問して搜索する。それを自衛隊にやらせることになる。

<自衛隊を戦争に送り出し、血を流すことを強要>

③に関して、これは自衛隊員に血を流すように強要するものです。戦闘地域には行かないという制約を取り払い、弾薬を提供し、兵站をにない、武力行使もする。米軍の傭兵です。戦闘地域か非戦闘地域かということだけでなく、戦争に送り出すことが本質です。名古屋高裁の違憲判決は明快です。自衛艦が海の上のガソリンスタンドをやった。インド洋の米空母からアフガンに戦闘機が飛び、ミサイルを発射した。爆撃したり着弾した地域が戦闘地域で、飛び立った場所は戦闘地域でないというのはごまかしで、それを名古屋高裁が誤りとした。若い自衛隊員の命が取られる、人間を人間と見られなくする行為を強制する。『帰還兵はなぜ自殺するか』(注：フィンケル，デイヴィッド【著】古屋 美登里【訳】 ¥2,484, 亜紀書房, 2015/02 発売) という本がある。200 万人が戦争に行くと 50 万人が PTSD (心的外傷後ストレス障害) になっている。自衛隊の人の話では、自衛隊の中で戦争をするという人はほんのわずかです、多くの人は大型免許などを取って次の生活を考えている、と言う。

<現行安保を実質改定、片務から双務へ>

④に関して、日米ガイドラインを具体化する法案ということで、日米安保の実質的な改定です。全文をぜひ読んでほしい。何をやるか、具体的に 4 つ掲げている。A. 平時からの協力措置, B. 日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処, C. 日本に対する武力攻撃への対処行動, D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動です。D に、機雷掃海や弾道ミサイル迎撃などが具体的に書き込まれた。現行の安保条約は憲法上の制約で片務条約—日本が攻撃されたら米軍が守る—なのだが、今度は日本の施政下でないところに自衛隊が出て行って米軍を守り支援する、これは安保条約の枠外なのです。

地方公共団体や民間も動員することが書かれており、現実の問題になる。日本がどこからも攻撃されていないのに、米軍を支援することになる。

世論を草の根から起こしていきましょう。いま本当に私たちは、歴史の岐路に立っているのです。■